特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０６７号

東京都千代田区紀尾井町４番１号ニューオータニビジネスコート１０階

清算株式会社　株式会社セーフティ・サービス

１　決定年月日　令和８年７月３日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第４号

長野県北佐久郡御代田町大字御代田2670番地12

清算株式会社　ＳＵＮ管財株式会社

代表清算人　渡辺　功

１　決定年月日　令和８年７月７日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、各協定債権者のうち株式会社八十二長野銀行を除く債権者（以下「本件協定債権者」という）に対して、別紙配当表清算株式会社配当額欄記載の金額を、本協定認可決定確定後２週間以内に、弁済する。

２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

３　本件協定債権者は、第１項の弁済及び保証人渡辺功から別紙配当表保証人からの配当額欄記載の金額の弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、その余の清算株式会社に対して有する一切の債権について債務を全部免除する。

４　株式会社八十二長野銀行は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対して、清算株式会社に対して有する一切の債権について債務を免除する。

５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙配当表債権割合欄記載の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

６　特別清算開始決定日以降、協定債権者の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以　上

（別紙省略）

長野地方裁判所佐久支部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始